

## 第1部 総論（案）

---

# 第1章 総論

## 1 計画策定の趣旨

我が国の合計特殊出生率<sup>1</sup>は昭和42年以降減少し続け、平成元年には、それまでの最低水準であった1.58(昭和41年)を下回る1.57を記録しました。さらに、平成17年には1.26まで減少しました。その後、翌平成18年から増加に転じ、平成27年には1.45まで増加しましたが、その後は再び低下傾向となり、令和4年には1.26と過去最低となり、人口を維持するのに必要な水準(我が国ではおおむね2.07程度)を大きく下回っています。

本市においても平成22年国勢調査で40,361人であった人口が、令和2年調査では34,483人まで減少しました。人口減少に歯止めがかからず、持続可能な行政運営を考える上で、人口減少問題対策は本市の重要な課題の一つであります。

一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等からの子育てに対する支援や協力が得られにくく、子育てに不安や負担感を抱える保護者が多い傾向も続いています。

また、社会構造の変化が進み、企業経営を取り巻く環境は依然として厳しい中、共働き家庭や長時間労働の増加、非正規雇用の割合の高まりなど、仕事と子育てを両立させることが困難な状況も依然として続いています。

国では、平成24年に、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法<sup>2</sup>」を制定しました。この法律に基づいて、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進しています。

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年に、子育て施策の推進と、全ての子どもが健やかに成長することが出来る社会を実現することを目的として、「魚沼市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～令和元年度)」を策定しました。

また、令和2年には、前計画を引き継ぎ、子どもと子育て全般に対する支援をさらに発展させていくために、「第二期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)」を策定しました。

このたび、第一期、第二期の計画を引き継ぎ、子どもと子育て全般に対する支援をさらに充実させていくために、「第三期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画(令和7年度～令和11年度)」を策定し、子ども・子育て支援事業を総合的に推進していきます。

---

<sup>1</sup> 「合計特殊出生率」・・・15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

<sup>2</sup> 「子ども・子育て関連3法」・・・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の3つの子ども・子育て支援新制度に関する法律

## 2 国の子ども・子育て支援制度の概要

### (1) 子ども・子育て支援制度のねらい

子ども・子育て支援新制度とは、「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保、教育・保育の質的改善」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を目的としています。

### (2) 子ども・子育て支援制度の内容

子ども・子育て支援新制度の内容については以下のとおりです。

#### ■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園<sup>\*1</sup>」制度の改善、普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）

##### \*1 認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割を持つ施設で、以下の機能を備え、都道府県の認可を受けた施設のこと

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ・地域における子育て支援を行う機能

#### ■保育の量的拡大及び確保、教育・保育の質的改善

- ・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定
- ・教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、地域型保育事業<sup>\*2</sup>の給付制度の創設及び実施）

##### \*2 地域型保育事業（市町村による認可事業）

3歳未満の少人数の子どもを保育する次の4事業

- ・小規模保育<sup>3</sup>、家庭的保育<sup>4</sup>、居宅訪問型保育<sup>5</sup>、事業所内保育<sup>6</sup>

<sup>3</sup> 「小規模保育」・・・主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業

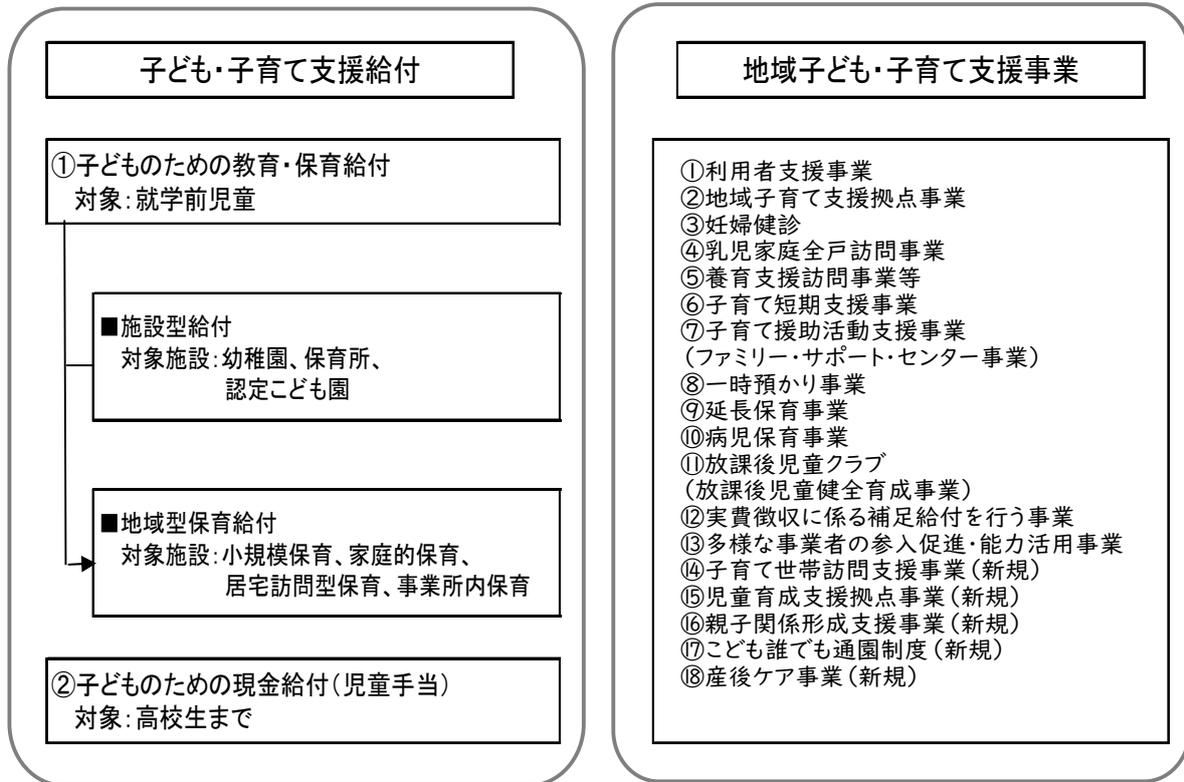
<sup>4</sup> 「家庭的保育」・・・主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業

<sup>5</sup> 「居宅訪問型保育」・・・主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であって、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもので、保育所等と連携しながら自身の居宅等において3人以下（補助者がいる場合には5人以下）の就学前児童を保育する）による保育を行う事業

<sup>6</sup> 「事業所内保育」・・・主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

## ■地域における子ども・子育て支援の充実

・子育てに対する多様な支援の充実



### 3 本市の第二期計画期間（令和2年度～令和6年度）の主要な事業の経緯

令和2年度は、5月から子ども課内に子育て世代包括支援センターを開設し、子育て世代の様々な悩み相談に対応しました。妊産婦の医療費は受給者証による助成を行いました。また、令和3年1月からは、児童の医療費にかかる自己負担額を無償化しました。

令和3年度から、ファミリー・サポート・センター利用に係る依頼会員の利用料金に対し、市が助成を行うことで、依頼会員の負担が軽減され利用しやすい制度に生まれ変わりました。また、母子保健事業では、新生児聴覚検査費用の助成を開始しました。

令和4年度は、旧堀之内子育て支援センターを解体撤去しました。3歳児健診では屈折検査機器による視力検査を開始しました。

令和5年度は、子育ての駅かたづくりが子ども課の所管となり、指定管理者の管理運営となりました。産婦健診は県の広域契約となり、受診票による助成となりました。

令和6年度は、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない一体的な相談や支援を行いました。また、4か月児健診における先天性股関節脱臼健診を開始しました。

## 4 本計画の位置づけ

### (1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、「次世代育成支援対策推進法」第8条で定める「市町村行動計画」として位置づけます。

#### 子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

#### 次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

## (2) 魚沼市総合計画を上位計画とする実行計画

本計画は、市のまちづくりの基本となる「魚沼市総合計画」を上位計画として、他の関連する計画と整合性を持たせた、子ども・子育てに係る総合的な計画として策定します。

### 第二次魚沼市総合計画 後期基本計画（抜粋）

#### 第2章 分野別施策

#### 第3節 健康・福祉

#### 第2項 安心して産み育てる喜びを感じることができる社会の構築

##### 1. 子育て支援（3-2-1）

育児不安を受け止め、子育て世代が孤立しないように子育てに寄り添い、すべての保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるよう、子どもの健やかな成長を地域全体で見守り、育む仕組みづくりをすすめていきます。

妊娠期から子育てまで切れ目のない母子保健対策の充実と、子育てに関して身近な相談窓口である保育園、幼稚園、子育て支援センターと子育て世代包括支援センターとの連携を強化し、情報の発信と相談・支援体制の充実を図ります。

##### 2. 子育て環境の充実（3-2-2）

保護者の就業状況など社会の変化による保育ニーズの多様化に対応するため、多面的な保育サービスの提供や、公立保育園の運営のあり方について検討します。

乳児期から健やかな発達を支援するため、子育て支援センターや子育ての駅かたっくりの体制整備や施策の充実に加え、保護者や地域が共に学び、育ち、支え合えるよう情報提供に努めます。

## (3) 母子保健との連携

第一期計画及び第二期計画において内包して策定していた母子保健計画について、第三期計画も同様に、本計画に内包して策定します。

## (4) 子どもの貧困対策推進計画

令和元年6月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（令和6年6月から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改める）の改正で努力義務とされた「市町村計画」としても位置付け、新たに見直された「子供の貧困対策に関する大綱」が示す施策の方向性を踏まえ、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子どもの貧困対策推進計画」も一体的に策定しています。

**子どもの貧困対策の推進に関する法律（抜粋）**

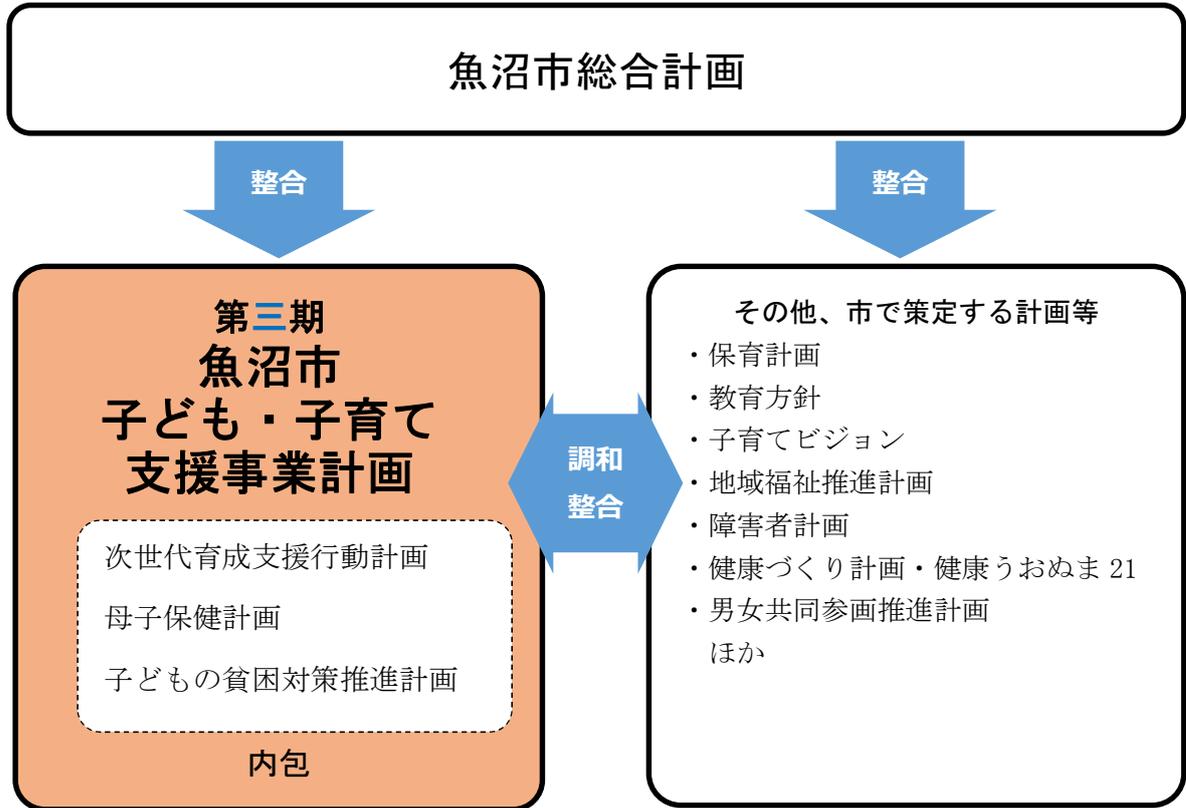
（都道府県計画等）

第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

～ 本計画と他の計画等との関係 ～



## 5 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度までの5年間を計画期間とします。(※中間年を目安として計画の見直しを行います。)

	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
第三期 子ども・子育て支援 事業計画											<b>第三期</b>					
第二期 子ども・子育て支援 事業計画						<b>第二期</b>										
子ども・子育て 支援事業計画	<b>前期基本計画</b>															
第二次 魚沼市 総合計画		<b>前期基本計画</b>					<b>後期基本計画</b>									
第三次 魚沼市 総合計画 (仮称)												<b>前期基本計画</b>				

## 6 計画の対象

本計画の対象は、「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども」すべてと、妊産婦を含むその家庭とします。

### 子ども・子育て支援法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

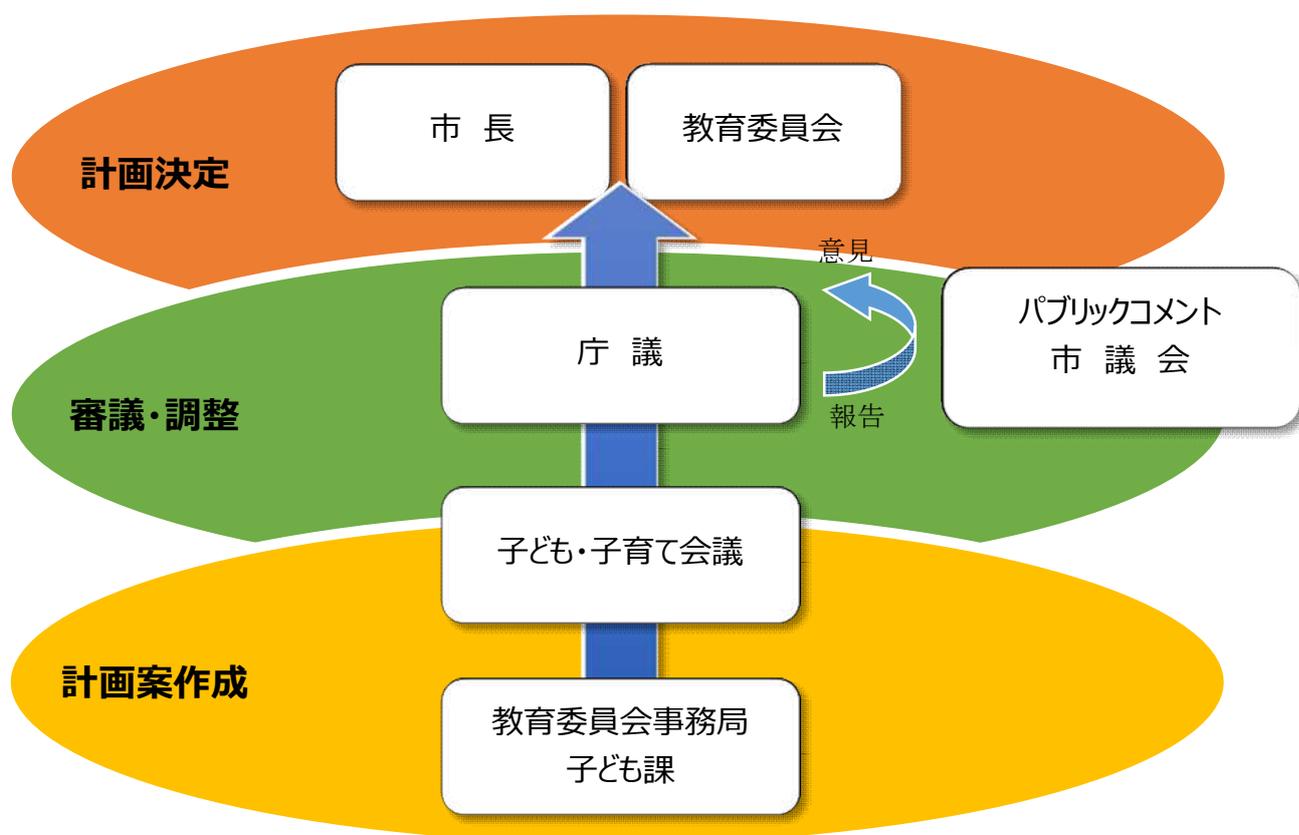
第6条 この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

## 7 計画策定の流れと策定体制

本計画は、魚沼市子ども・子育て会議<sup>7</sup>で計画案を策定し、庁議等で関連計画等との整合性を確認の上、市長及び教育委員会が計画を決定します。また、適宜市議会に進捗状況等を報告します。

なお、魚沼市子ども・子育て会議は、市内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成しており、本市における特定教育・保育施設<sup>8</sup>の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について、調査、審議する機関として、「子ども・子育て支援法」第72条第1項に基づき設置するものです。

### ～ 本計画の策定体制 ～



## 8 計画の評価検証

本計画は、計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）について、各年度において魚沼市子ども・子育て会議で点検、評価を実施します。

また、その結果を市のホームページにて公表します。

<sup>7</sup> 「魚沼市子ども・子育て会議」・・・「子ども・子育て支援法」により市町村への設置が規定（努力義務）されたことから、条例に基づき設置した附属機関。この会議は、学識経験のある者や子どもの保護者、関係団体等から構成され、本計画や子ども・子育てに関する総合的な推進などに関して意見の提出を受ける。

<sup>8</sup> 「特定教育・保育施設」・・・認定子ども園法に規定する認定子ども園、学校教育法第に規定する幼稚園及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

## 第2章 魚沼市の子育てを取り巻く現状と課題

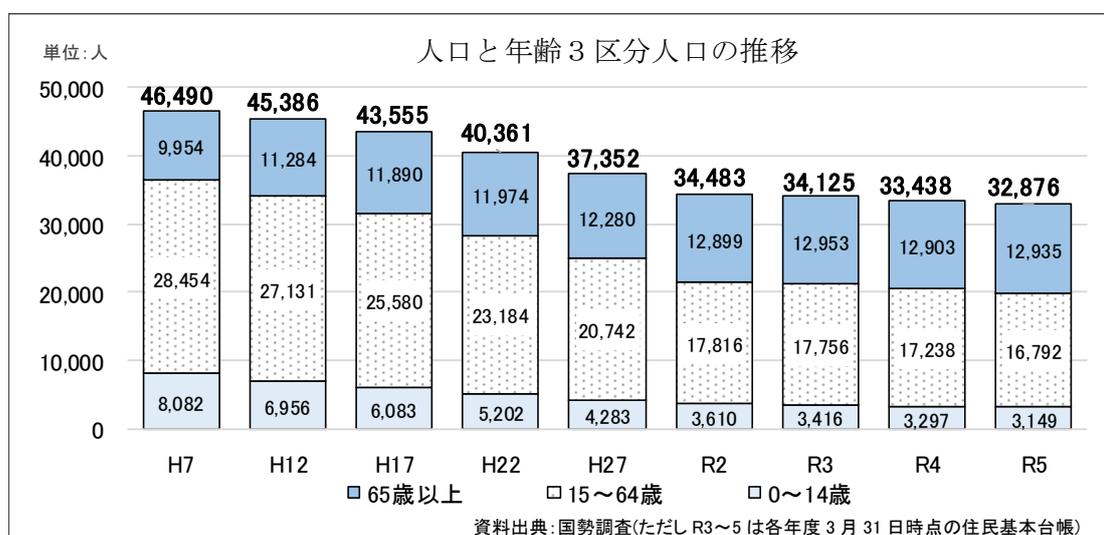
### 1 人口と少子化の動向

#### (1) 年齢3区分別人口と年少人口の割合の推移

国勢調査における本市（合併前を含む）の人口は、昭和35年の60,521人をピークに減少を続けており、平成17年以降は年間500人を上回るペースで減少しています。

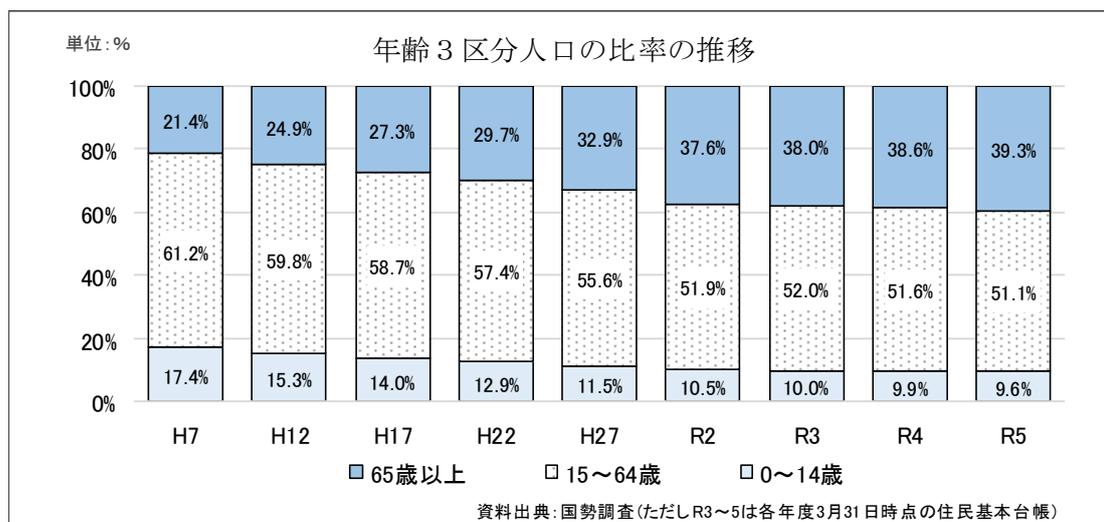
高齢人口（65歳以上）が増加する一方、生産年齢人口<sup>9</sup>（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少傾向にあり、特に年少人口については一貫して減少傾向にあり、引き続き少子化が進行する見込みとなっています。

【グラフ1】



※合計人口数には年齢が不詳の者の数を含むため、区分の合計と異なる場合があります。

【グラフ2】

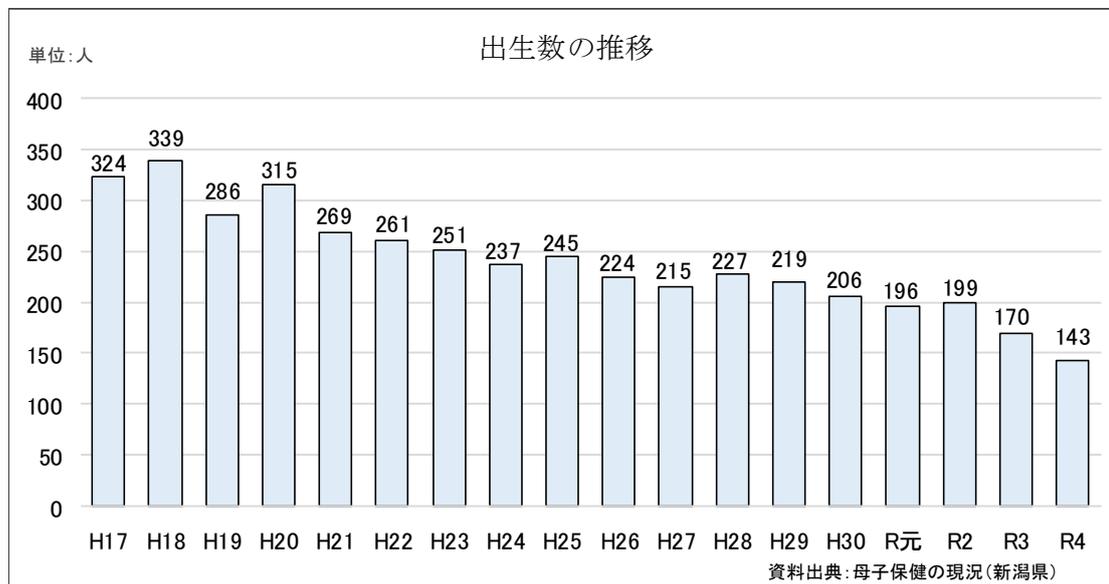


<sup>9</sup> 「生産年齢人口」…年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し、日本では15歳以上65歳未満の人口がこれに該当します。

(2) 出生数の推移

本市の出生数は、年により増減があるものの近年は減少傾向にあり、平成 22 年の 261 人から令和 4 年には 143 人に減少しています。近年は 200 人を下回って推移しています。

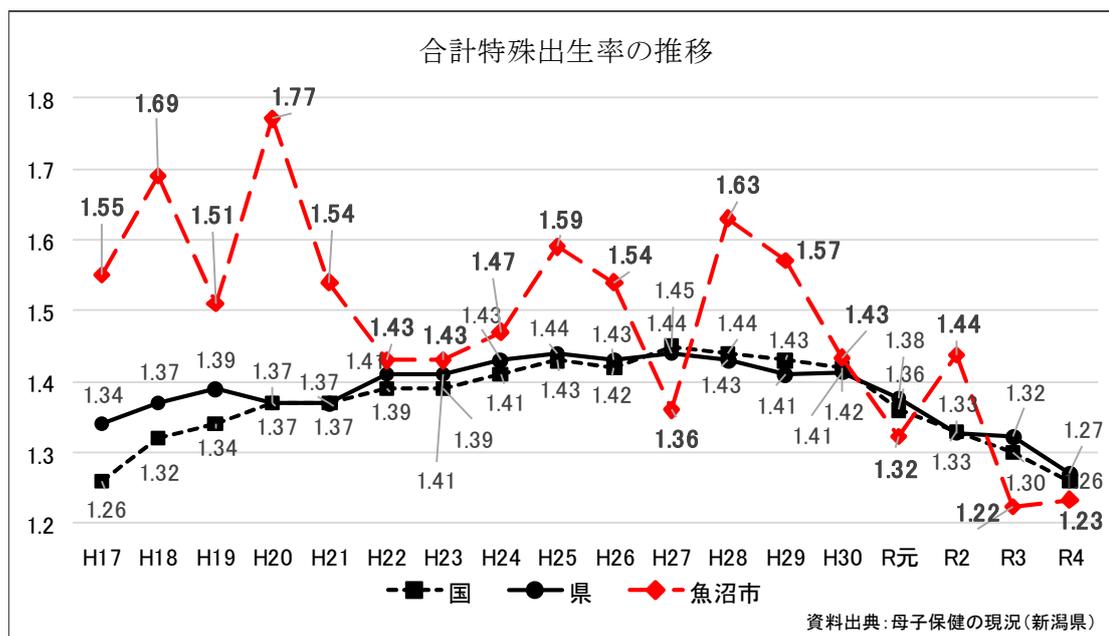
【グラフ 3】



(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、国、県、本市のいずれにおいても、人口を維持するのに必要とされる 2.07 を下回っています。本市は、平成 20 年に 1.77 の顕著なピークがあり、平成 28 年にも 1.63 のピークがあります。これらのピークの後、合計特殊出生率は急激に低下し、令和 3 年では 1.22 と最も低い値に達しています。全体として、全国および県の出生率は比較的安定した推移を示している一方、魚沼市では年ごとの変動が大きいことがわかります。

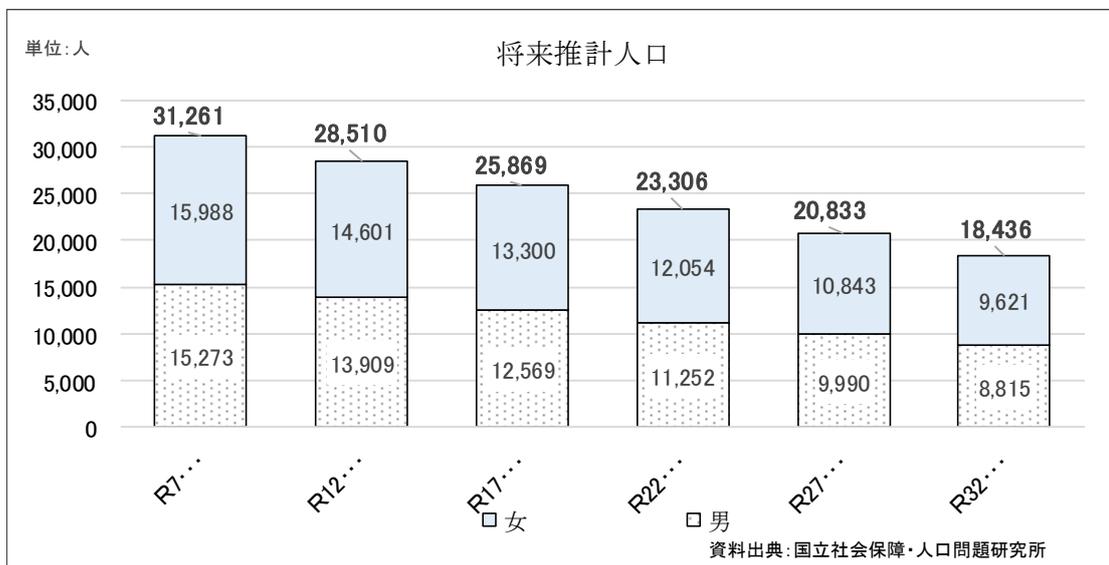
【グラフ 4】



(4) 人口の将来推計

本市では、転出が転入を超過する「社会減」及び死亡が出生を超過する「自然減」の両方を原因として人口減少が続いています。この傾向は今後も続き、本市の人口は、令和32年に18,436人まで減少するという推計が示されています。

【グラフ5】



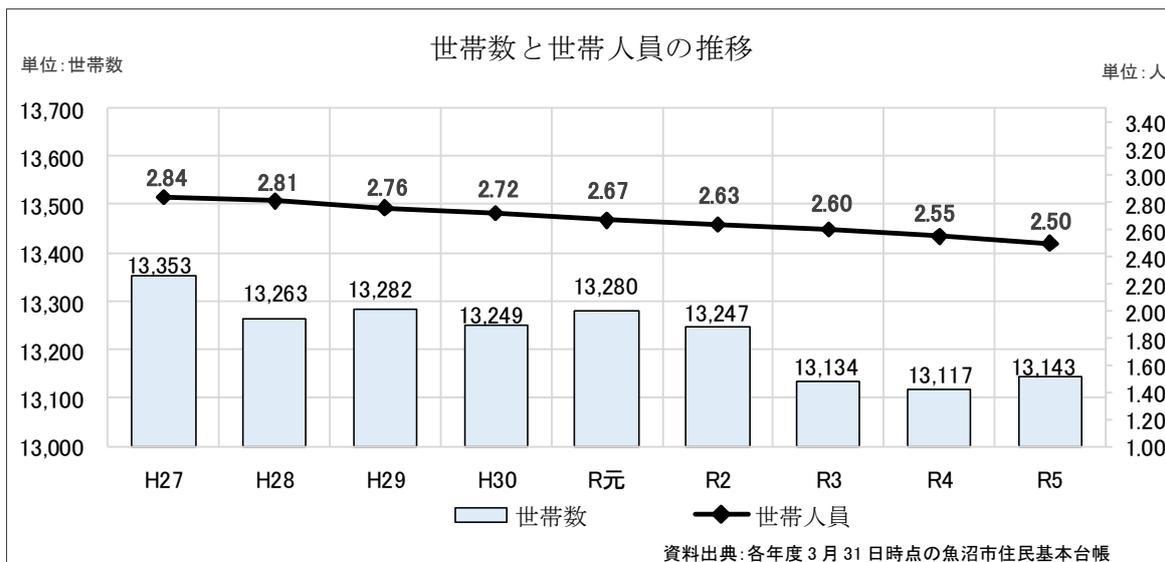
## 2 家庭の動向

### (1) 世帯数の推移

本市では、昭和 35 年をピークとして人口減少が続いていますが、世帯数については、核家族化の進行などにより、平成 29 年度、令和元年度、令和 5 年度と増加する年もありますが、全般的に減少傾向です。

なお、1 世帯あたりの人員については、世帯数の増減に関わらず一貫して減少し続けています。

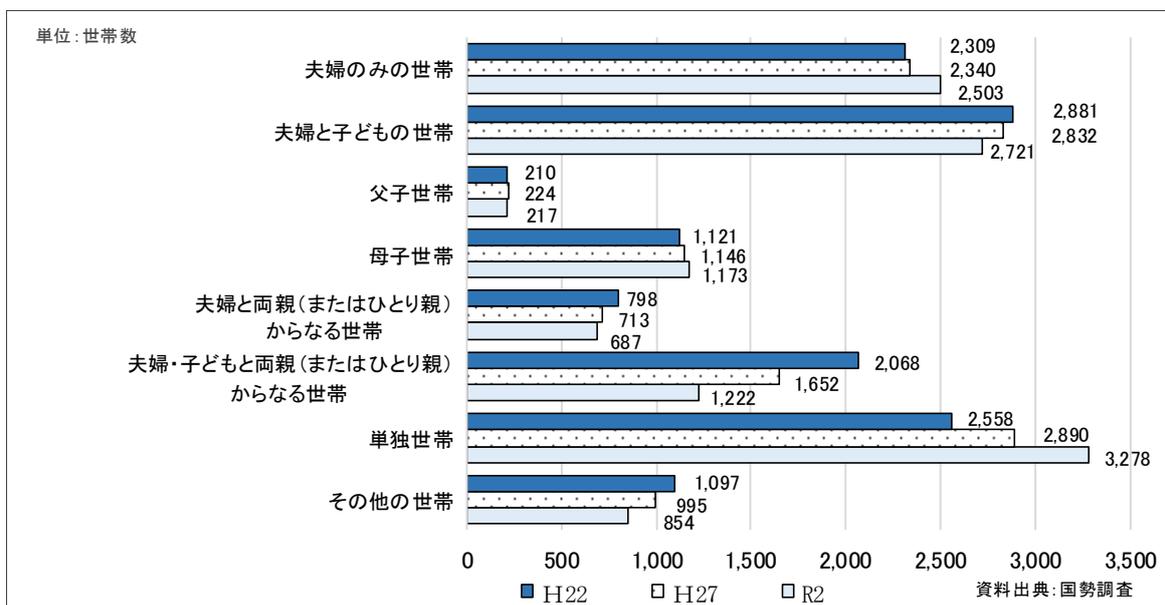
【グラフ 6】



### (2) 世帯構成の変化

「夫婦のみの世帯」、「単独世帯」などの子どもがいない世帯が増加し、「夫婦と子どもの世帯」、「夫婦と両親からなる世帯」及び「夫婦・子どもと両親からなる世帯」が減少しています。

【グラフ 7】

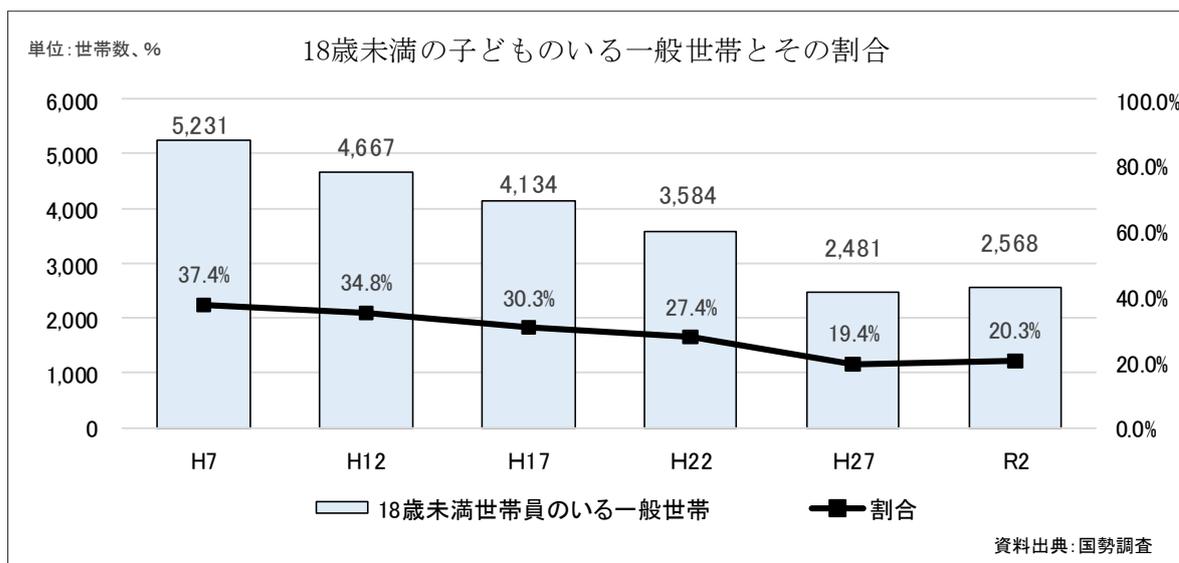


(3) 子どものいる一般世帯数の推移

18歳未満の子どものいる世帯数は、平成7年には5,231世帯で、その後減少が続いていますが、平成27年には2,481世帯に減少しています。令和2年には2,568世帯に若干増加しています。

18歳未満の子どものいる世帯の割合は、平成7年の37.4%から、令和2年には20.3%まで減少しています。

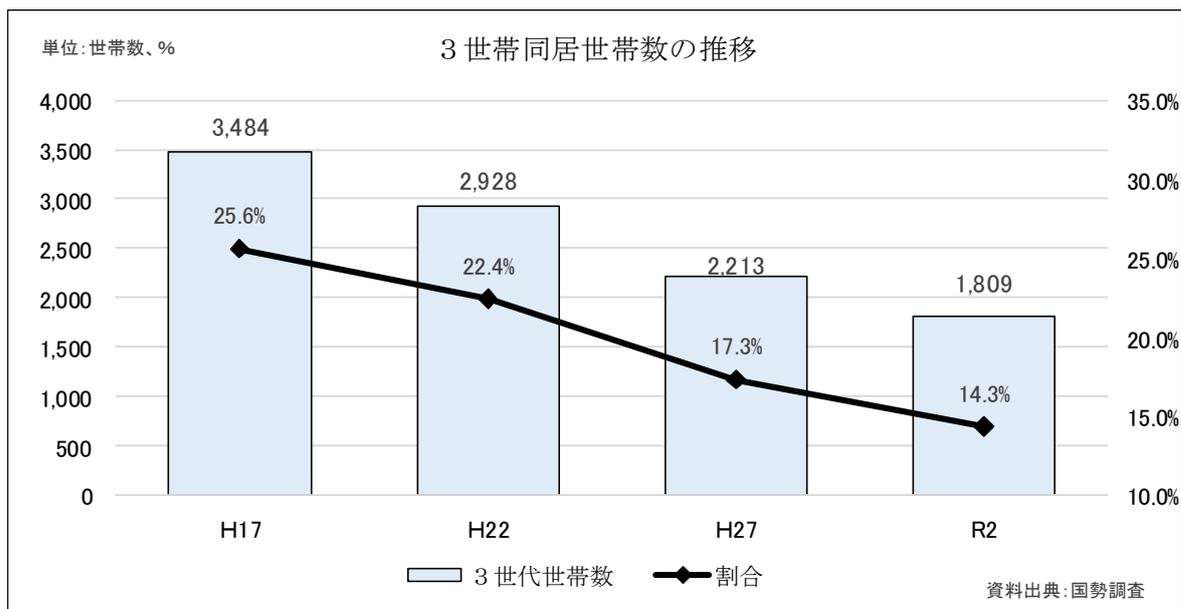
【グラフ8】



(4) 3世代同居世帯の推移

3世帯が同居する世帯についても、世帯数、全世帯に占める割合ともに減少しています。

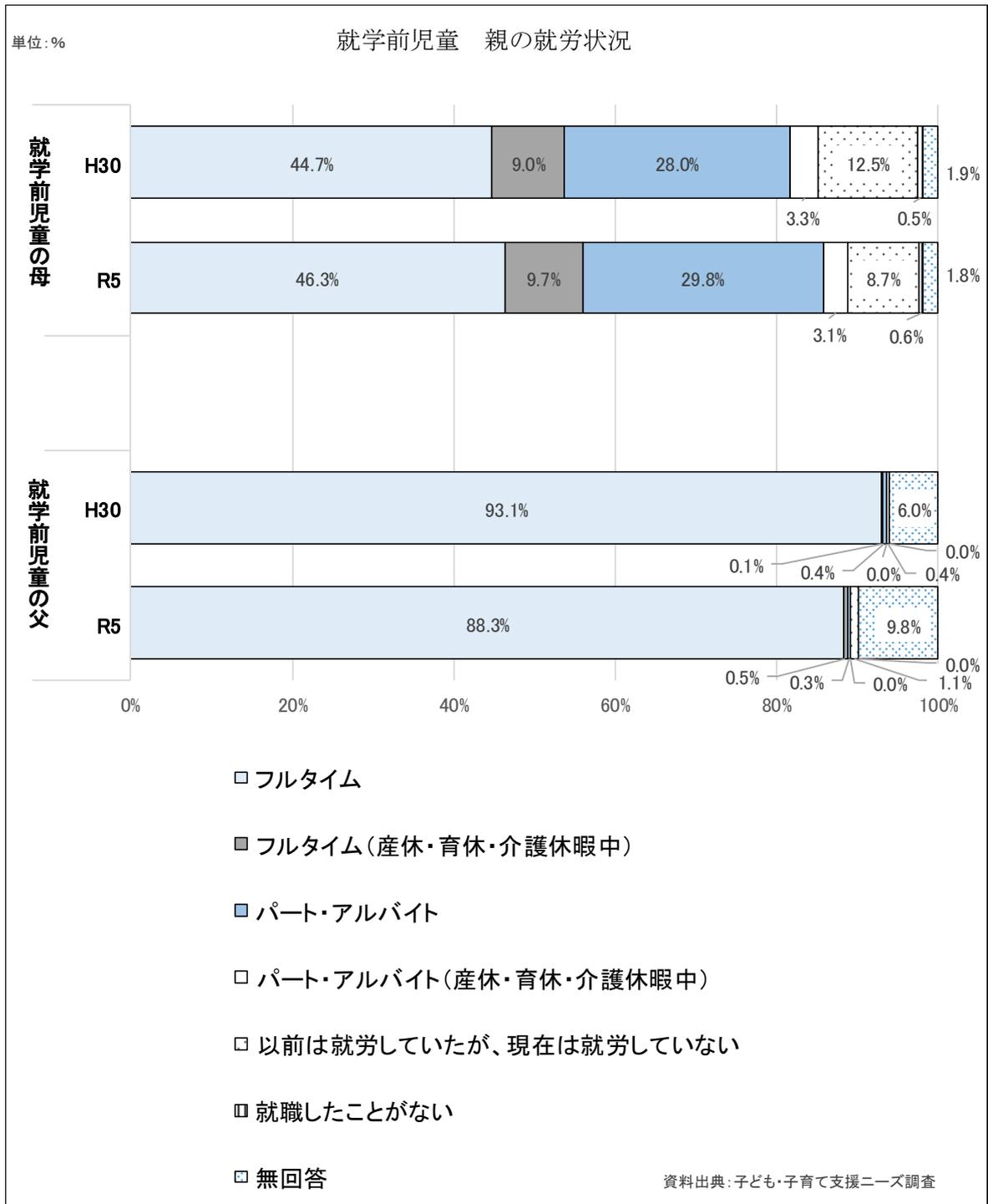
【グラフ9】



(5) 父母の就労状況

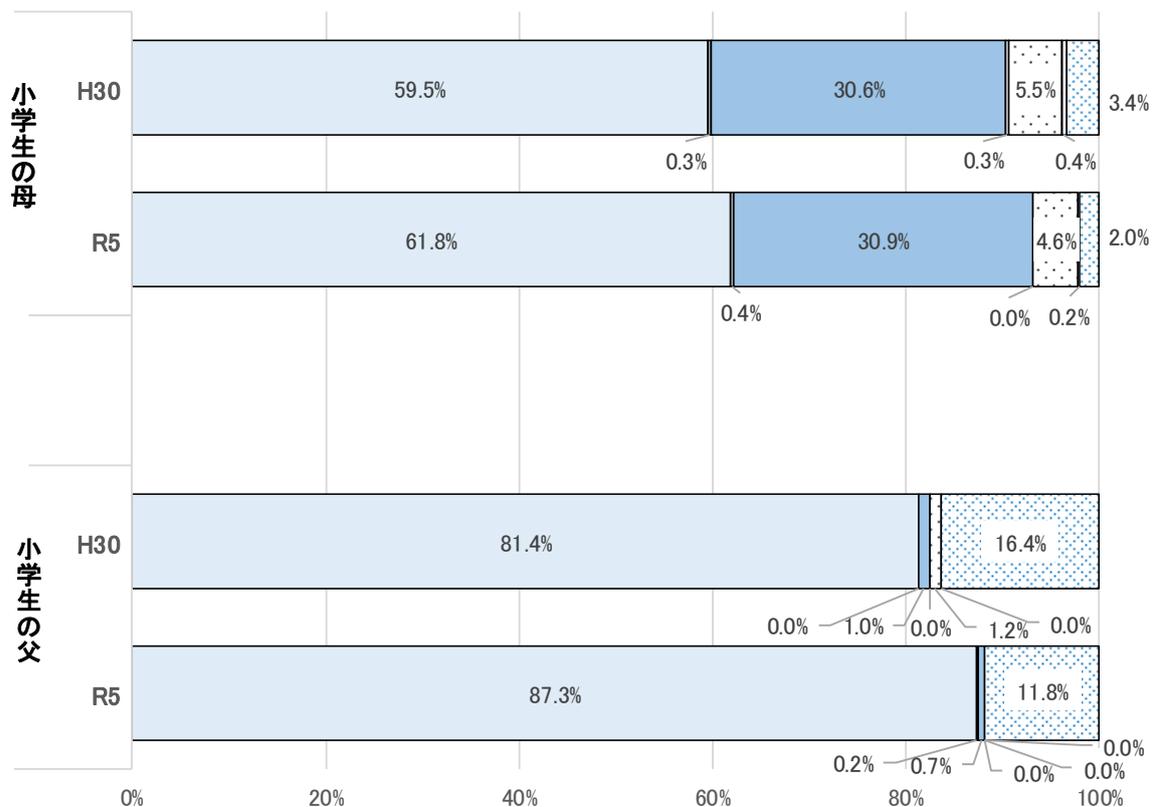
令和5年度に実施した子ども・子育て支援ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）によると、父については、無回答を除くとほぼ全ての方がフルタイムで就労しており、母については、就学前児童調査で88.9%、小学生調査で93.1%がフルタイム、パート・アルバイトなど何らかの形で就労しています。どちらも平成30年度の調査結果よりも率が高くなっています。

【グラフ10】



単位：%

### 小学生 親の就労状況



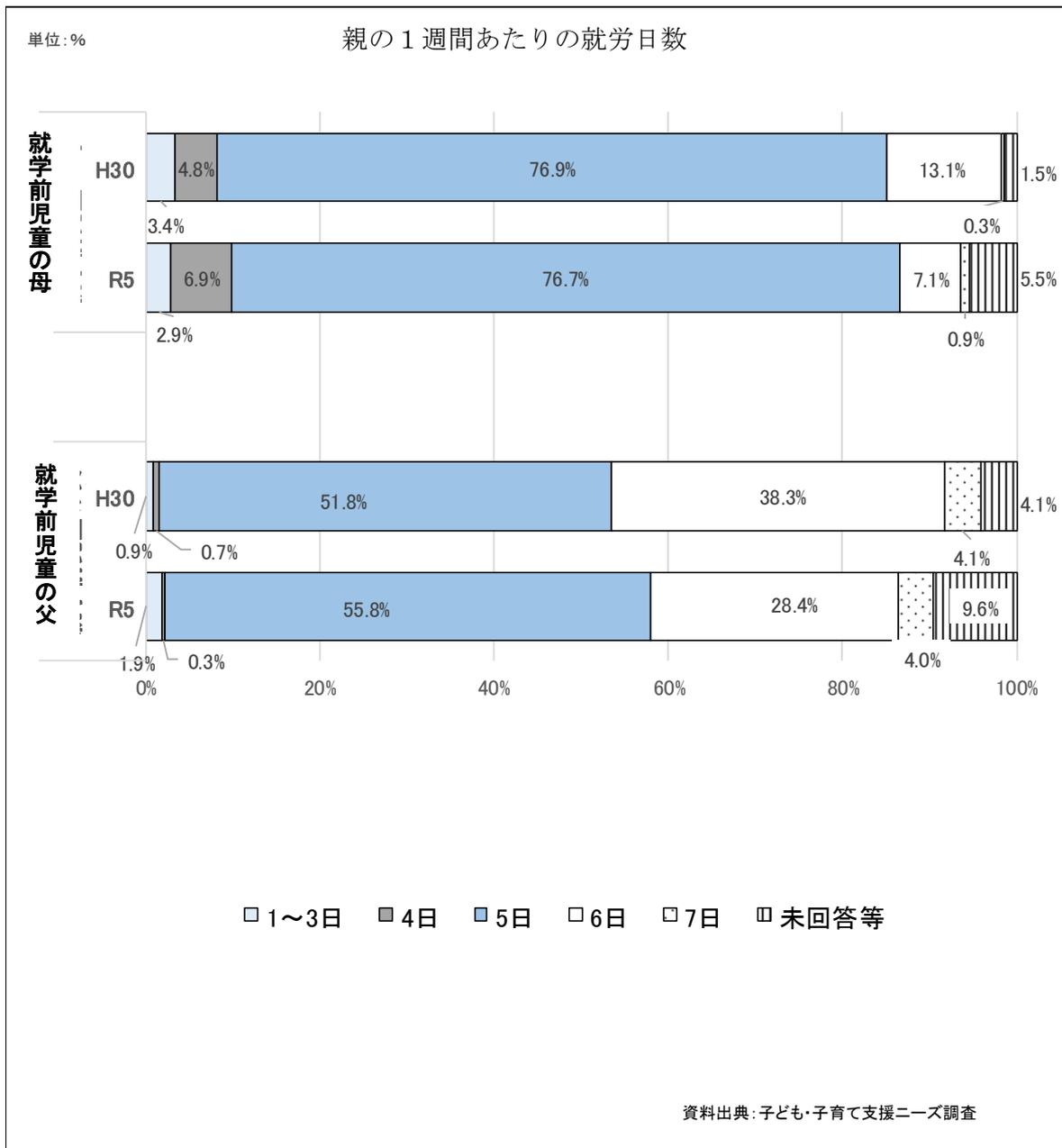
- フルタイム
- フルタイム(産休・育休・介護休暇中)
- パート・アルバイト
- パート・アルバイト(産休・育休・介護休暇中)
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- 就職したことがない
- 無回答

資料出典：子ども・子育て支援ニーズ調査

(6) 父母の就労日数（対象：就労者）

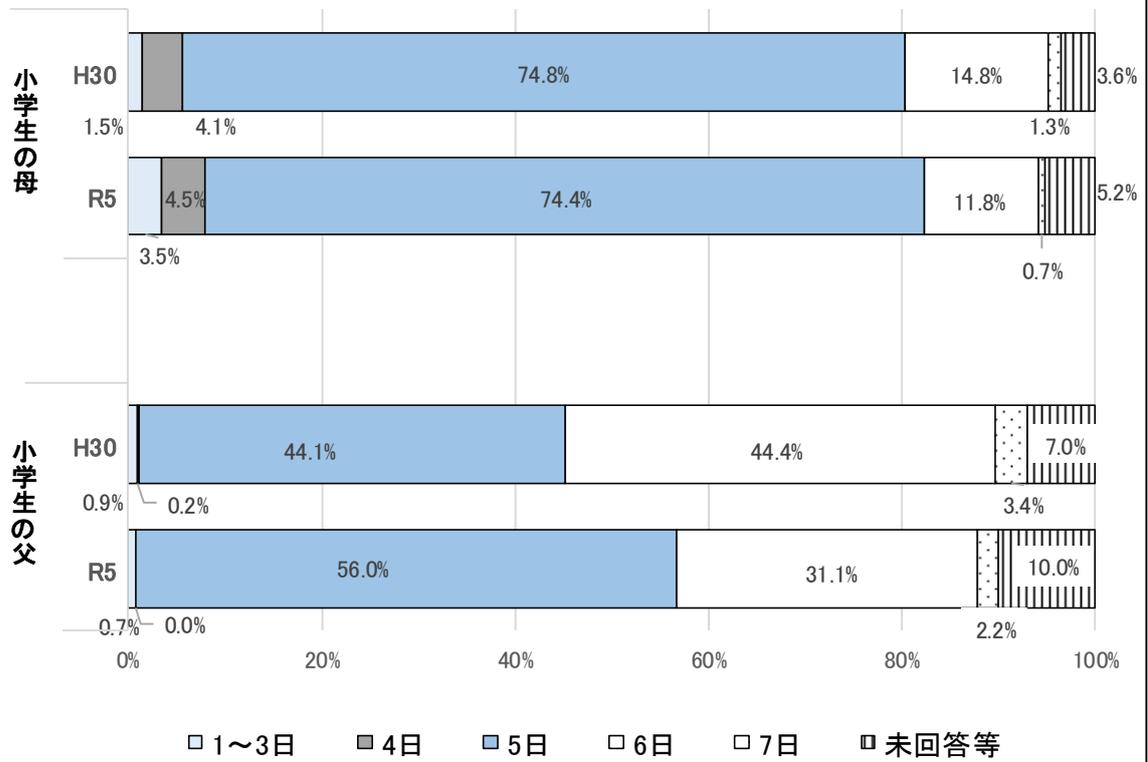
ニーズ調査によると、父については、就学前児童調査及び小学生調査の半数以上が週5日、約3割で週6日の就労となっており、母については、就学前児童調査で76.7%が週のうち5日、7.1%が週のうち6日の就労となっており、小学生調査で74.4%が週のうち5日、11.8%が週のうち6日の就労となっています。

【グラフ 11】



単位：%

### 親の1週間あたりの就労日数

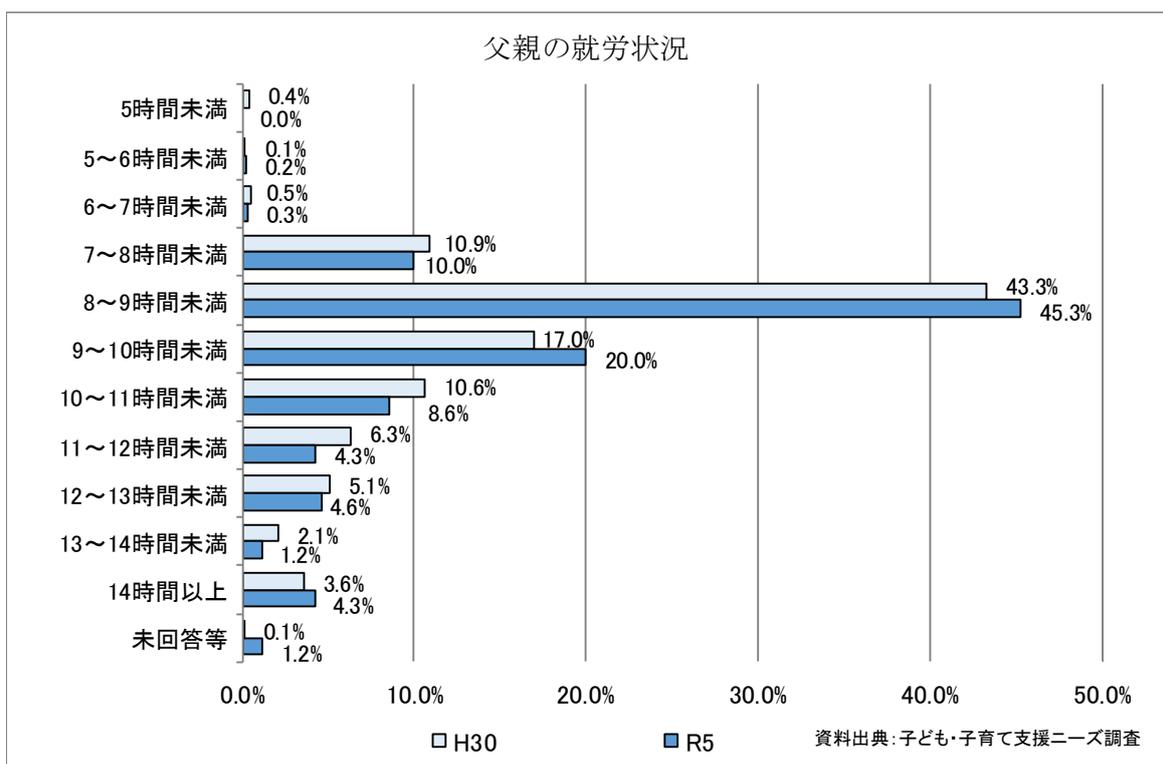
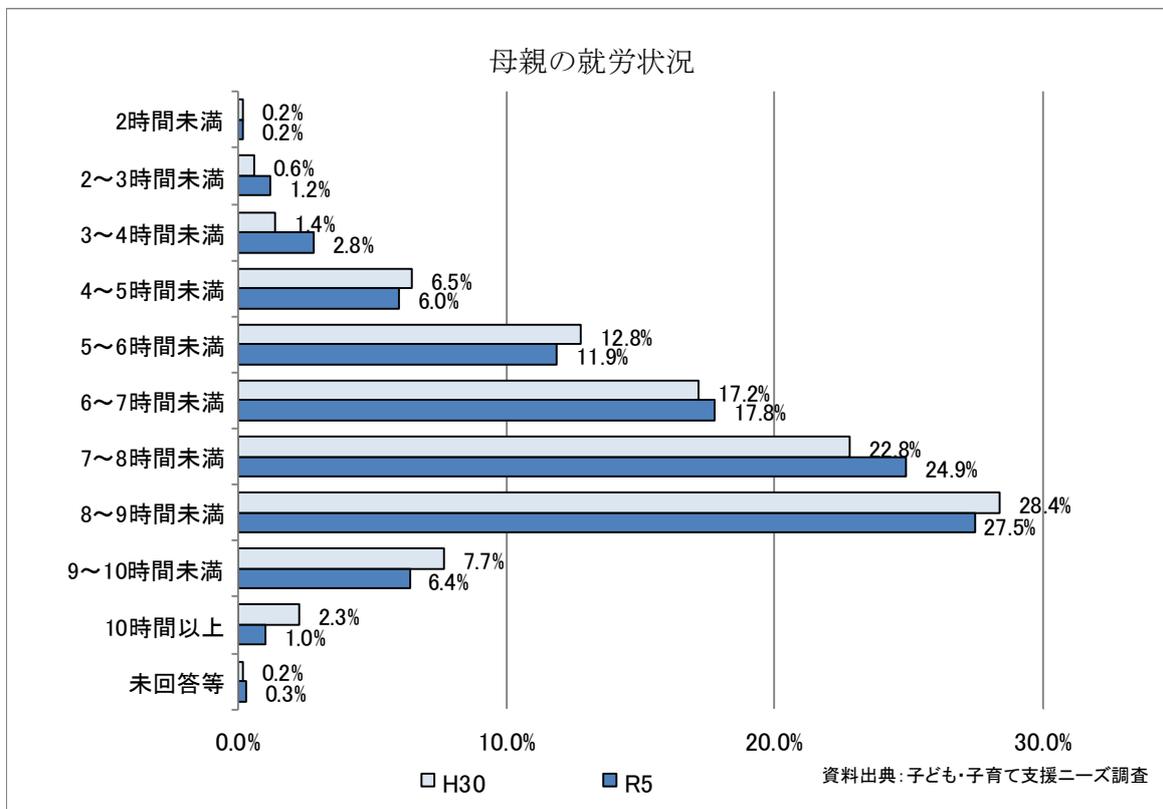


資料出典：子ども・子育て支援ニーズ調査

(7) 父母の就労時間（対象：就労者）

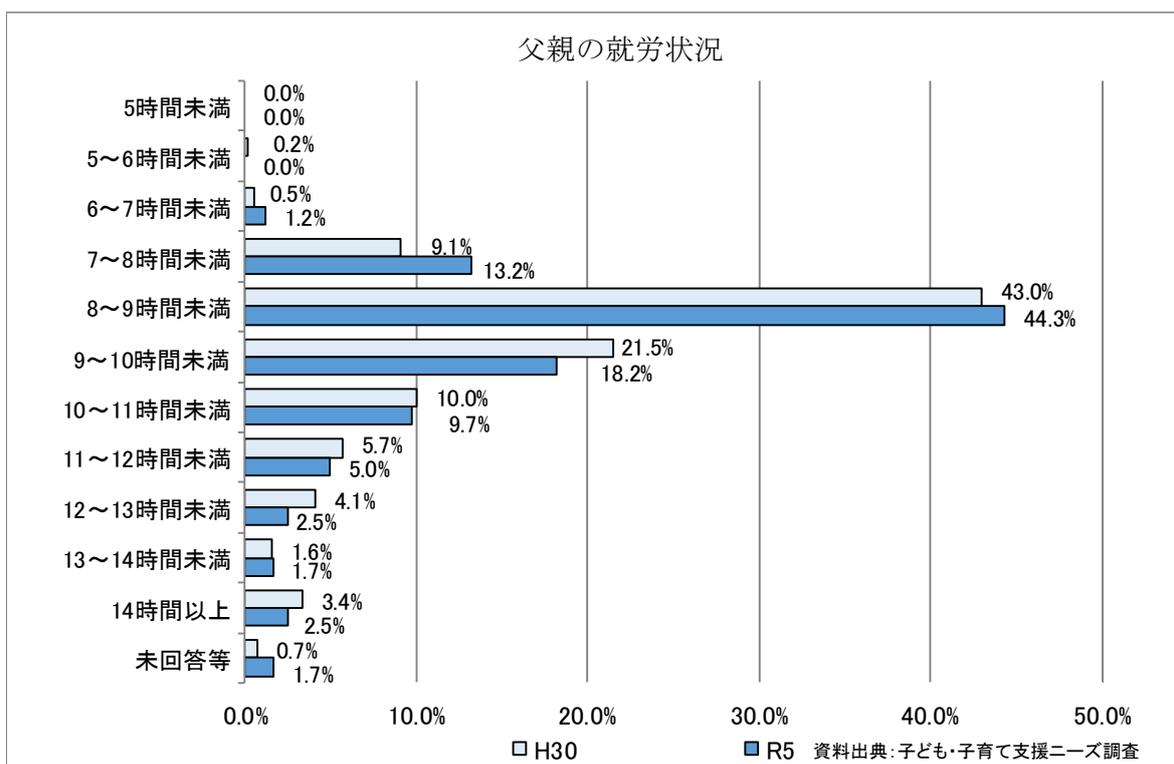
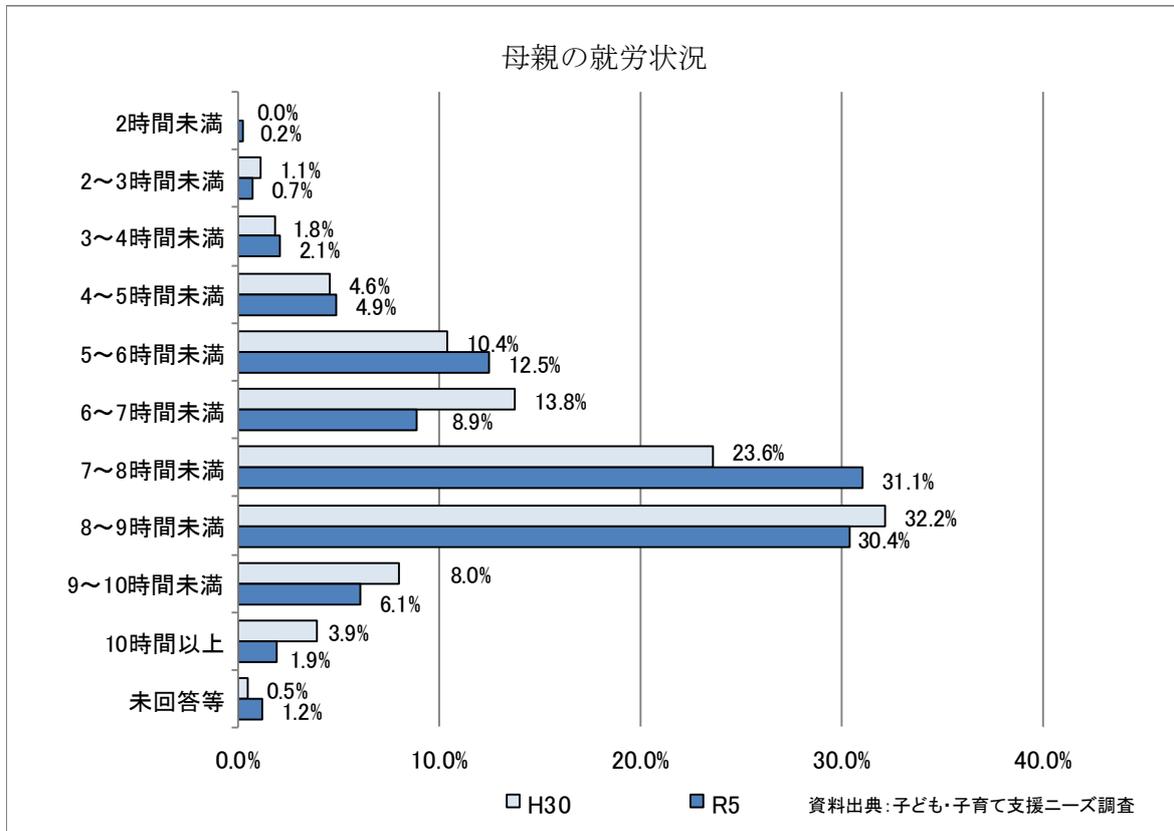
ニーズ調査によると、就学前児童の母については、8時間未満が全体の64.8%、8時間から9時間が全体の27.5%、9時間以上が全体の7.4%となっており、就学前児童の父については、8時間から9時間が全体の45.3%、9時間以上が全体の43.0%となっています。

【グラフ12】 就学前児童の親の就労時間（対象：就労者）



また、小学生児童の母については、8時間未満が全体の60.4%、8時間から9時間が全体の30.4%、9時間以上が全体の8.0%となっており、小学生児童の父については、8時間から9時間が全体の44.3%、9時間以上が全体の39.6%となっています。

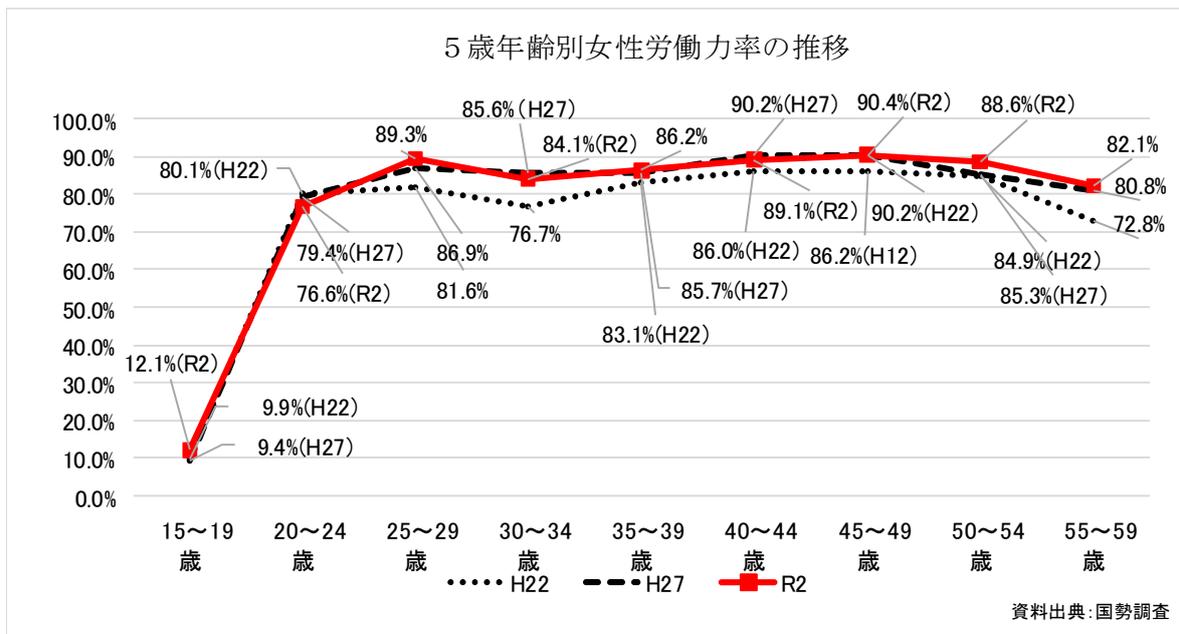
【グラフ13】小学生の親の就労時間（対象：就労者）



(8) 女性の年齢別の労働力率

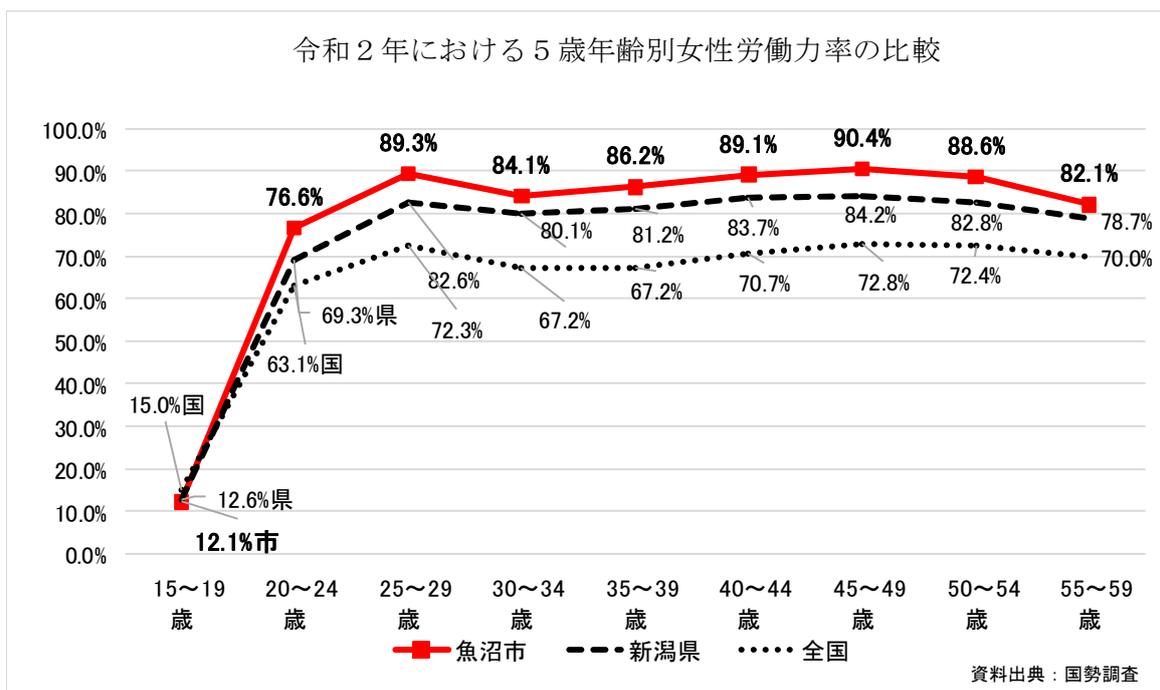
女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）は、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育てが落ち着いた頃に再び就労することが考えられるM字曲線を描いているものの、平成27年以降、カーブが浅くなっており、台形へと近づきつつあることが分かります。これは、女性が結婚や出産した後も働き続けることが分かります。

【グラフ 14】



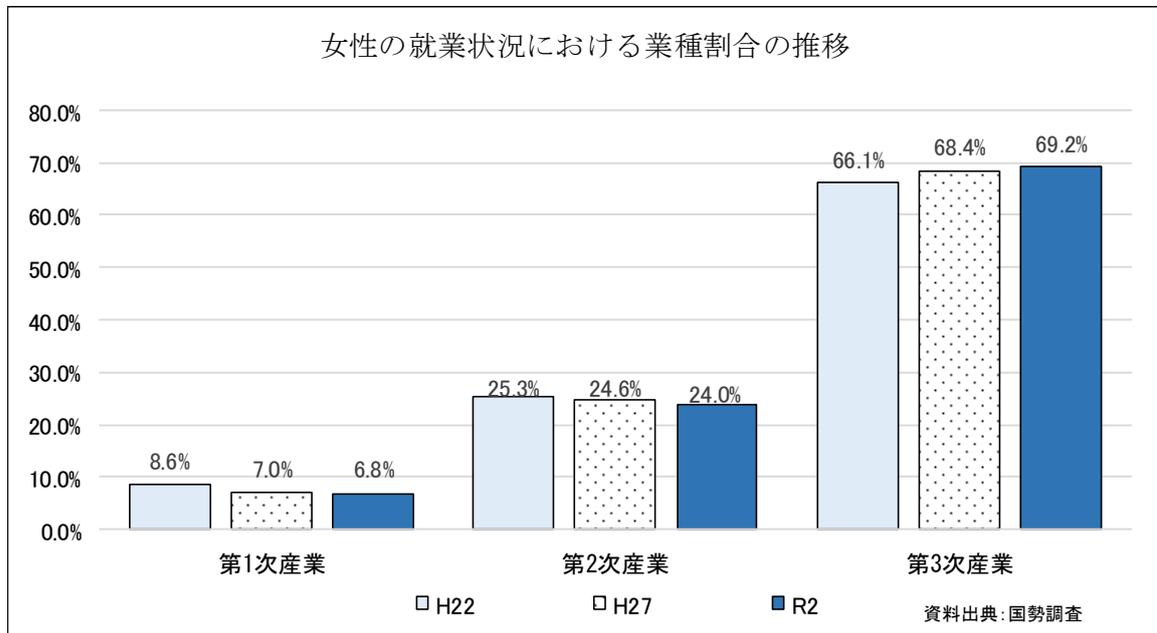
令和2年の調査において、本市の労働力率は、全体として全国及び新潟県より高い傾向にあります。

【グラフ 15】



女性が就労する業種については、第1次、第2次産業が減少し、第3次産業が増加する傾向となっています。その結果、令和2年度には、第3次産業が69.2%（全体の約7割）を占めるまでになっています。

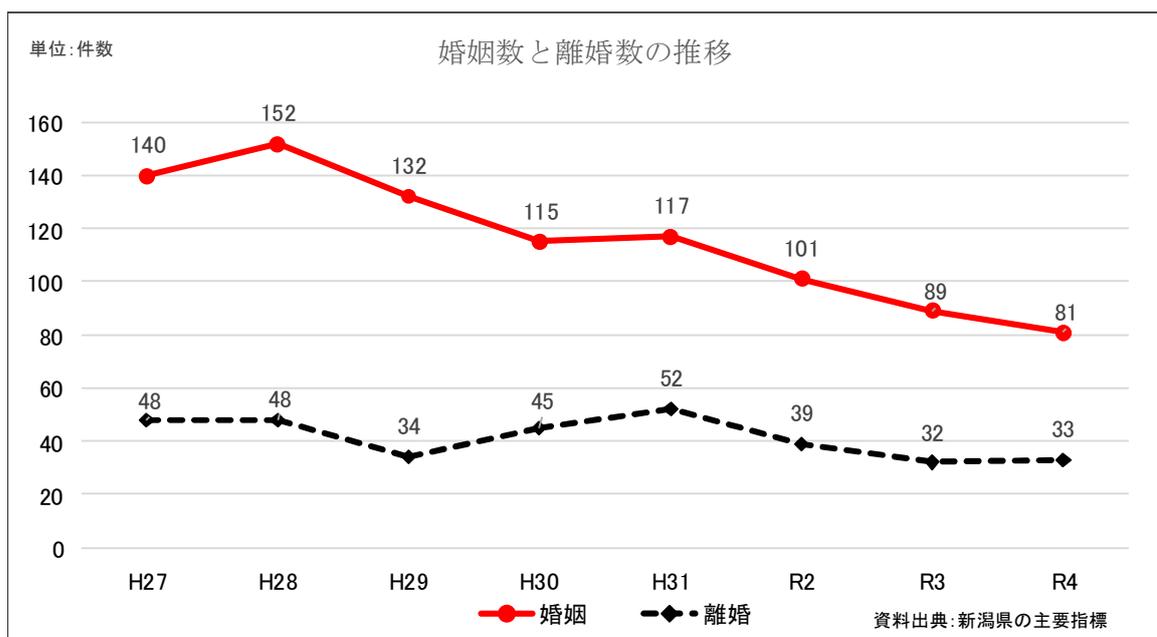
【グラフ 16】



(9) 婚姻数と離婚数の推移

婚姻件数、離婚件数ともに減少しています。

【グラフ 17】



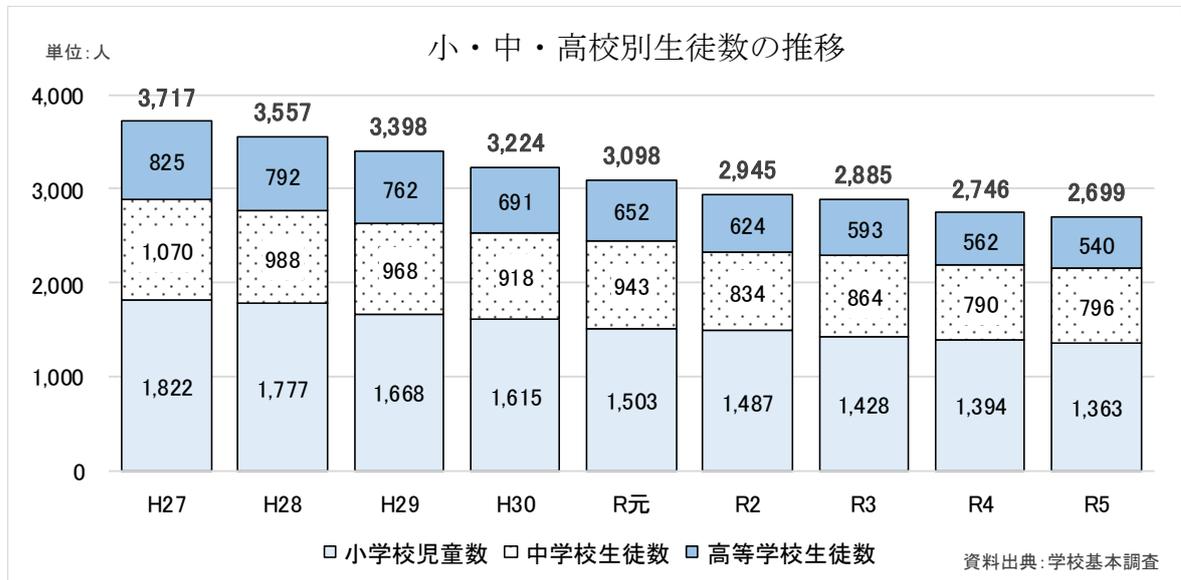
### 3 子どもの状況

#### (1) 児童、生徒数の推移

人口減少とあわせて児童数も減少しており、平成27年には、小学生、中学生、高校生をあわせて3,717人だった児童数が、令和5年度には2,699人まで減少しています。

【グラフ18】

各年度5/1現在

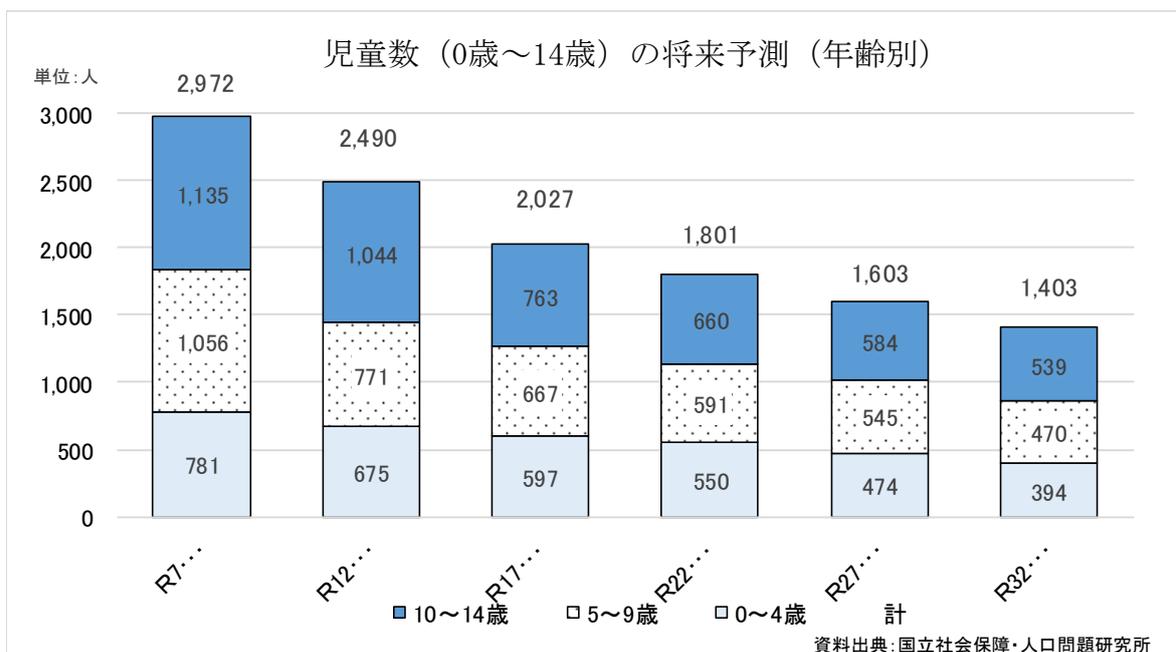


※ 高等学校生徒数は市内高等学校に在籍する生徒数

#### (2) 児童数の将来推計

人口減少の予測とあわせて、児童数も減少していくことが見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和7年度末に2,972人であった14歳以下の児童数が、令和12年には2,490人、令和32年には1,403人と令和7年度の半数以下となると予想されています。

【グラフ19】



#### 4 保育サービス及び子育て支援事業の現在の状況

##### (1) 保育園

保育園は、児童福祉法第39条第1項の規定に基づき、保護者の労働、疾病その他の理由により、家庭において乳幼児の保育ができない場合に、養護及び教育を一体的に行う保育を実施する児童福祉施設です。

現在、市内には公立保育園（認定こども園、家庭的保育室含む）が9園、私立保育園が3園あります。令和6年度における12園の定員数の合計1,375人（公立1,015人、私立360人）に対して入所者数は828人で、稼働率は60.2%となっており、近年は少子化により保育園の定員を児童数が下回っています。しかしながら、保育士不足等により、運営は深刻な傾向にあります。

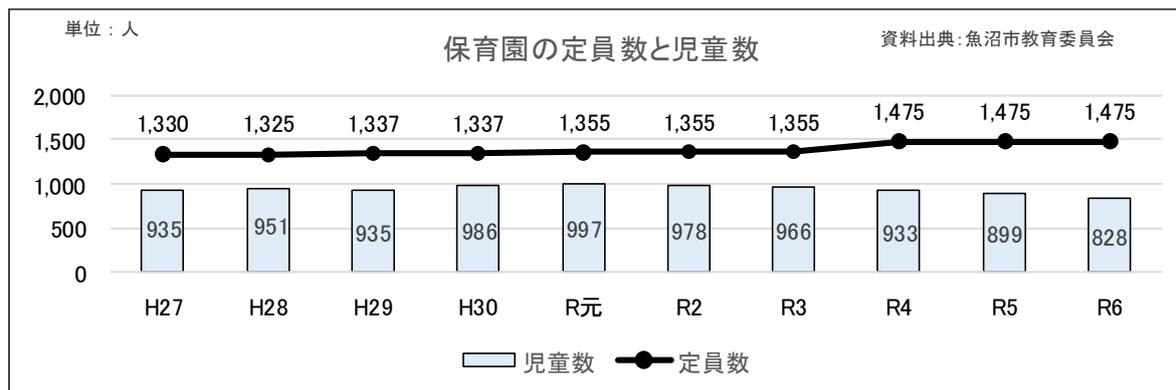
【令和6年度入所者数】

R6.5.1 現在 単位：人

区分	名称	建築	認可定員	入所園児数							職員数		
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	正職員	非常勤	計
公立保育園・こども園・保育室	1 堀之内なかよし	H15	250	2	20	29	43	44	43	181	16	27	43
	2 佐梨	H10	75	1	7	9	14	16	13	60	6	12	18
	3 ひがし	S52	50	0	1	4	8	4	9	26	4	9	13
	4 伊米ヶ崎	S56	80	2	5	6	12	5	7	37	6	11	17
	5 つくし	H3 H16	150	1	13	21	24	22	31	112	11	25	36
	6 ふたば西	H7	160	1	12	11	16	18	12	70	8	14	22
	7 ふたば東	H6	160	2	13	15	19	16	22	87	8	15	23
	8 すもんこども園	H28	85	1	4	5	5	9	12	36	6	9	15
	9 入広瀬保育室	S51	5	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0
	小計	9か所	1,015	10	75	100	141	134	149	609	65	122	187
私立保育園	10 小出	S54 H12	180	1	9	13	19	21	22	85			
	11 清心	S50 H27	60	2	12	8	12	11	10	55			
	12 第二たんぼぼ	R4	120	1	18	26	15	13	6	79			
	小計	3か所	360	4	39	47	46	45	38	219			
保育園計		12か所	1,375	14	114	147	199	192	199	828			

資料出典：魚沼市教育委員会

【グラフ 20】



(2) 特別保育等の利用状況

①延長保育

延長保育は、保護者の勤務時間などの都合で、通常保育時間を超えて保育が必要な場合に行われる保育です。

【利用実績】 (延人数)

	R元	R2	R3	R4	R5
実施箇所数	10 箇所	10 箇所	10 箇所	11 箇所	11 箇所
利用延人数	48,958 人	59,614 人	38,237 人	24,151 人	21,029 人

※資料出典：魚沼市教育委員会

②未満児保育

未満児保育は、0歳～2歳までの未満児に対して保育園など（入広瀬保育室含む）で行われる保育です。

【利用実績】 (延人数)

	R元	R2	R3	R4	R5
実施箇所数	11 箇所	11 箇所	11 箇所	12 箇所	12 箇所
公立	9 箇所				
私立	2 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所	3 箇所

※資料出典：魚沼市教育委員会

③一時預かり

一時預かりは、保護者が、急な仕事や病気、冠婚葬祭などで昼間一時的に家庭で保育できない場合や、保護者の育児等による心理的、肉体的な負担を解消するために預かるものです。

【保育園での利用実績】 (延人数)

	R元	R2	R3	R4	R5
実施箇所数	10 箇所	10 箇所	10 箇所	11 箇所	11 箇所
利用延人数	961 人	499 人	510 人	368 人	511 人

※資料出典：魚沼市教育委員会

【子育て支援センターでの利用実績】 (延人数)

	R元	R2	R3	R4	R5
実施箇所数	1 箇所				
利用延人数	251 人	102 人	206 人	185 人	212 人

※資料出典：魚沼市教育委員会

④病児保育事業（病児病後児保育）

病児保育事業（病児病後児保育）は、子どもが病気で保護者が仕事を休めない場合や、病気が回復期にあるものの集団生活はまだ困難な乳幼児・児童を一時的にお預かりするものです。

【事業概要】

- ・対象者 魚沼市在住または保護者が市内に勤務している保育園児・幼稚園児・こども園児及び小学生
- ・利用時間 月曜日から金曜日まで 午前8時から午後6時まで
- ・その他 事前の登録が必要です。

【利用実績】

(箇所数・延人数)

	R元	R2	R3	R4	R5
実施箇所数	1 箇所				
利用延人数	251 人	102 人	206 人	185 人	212 人

※資料出典：魚沼市教育委員会

(3) 認可外保育施設の状況 (R6. 5. 1 現在)

認可外保育施設は1 箇所あります。

- ・実施場所 「みんなの家」

(4) 事業所内保育施設の状況 (R6. 5. 1 現在)

事業所内保育施設の実施はありません。

(5) 幼稚園

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として設置しています。

【令和6 年度入所者数】

R6. 5. 1 現在 単位：人

区分	名称	建築	定員	入所園児数					職員数		
				満3歳児	3歳	4歳	5歳	計	正職員	非常勤	計
幼稚園 公立	1 入広瀬	S51	105	-	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園 私立	2 めぐみ	-	120		12	13	12	37	14	2	16
幼稚園計		2 箇所	225	1	12	13	12	37	14	2	12

※資料出典：魚沼市教育委員会

※放課後に子どもの面倒を見る者がいない等のやむを得ない事情がある場合に子どもを預かる「預かり保育」を幼稚園で実施しています。なお、入広瀬幼稚園は平成28年4月から休園していましたが、令和6年度末で廃止の予定です。

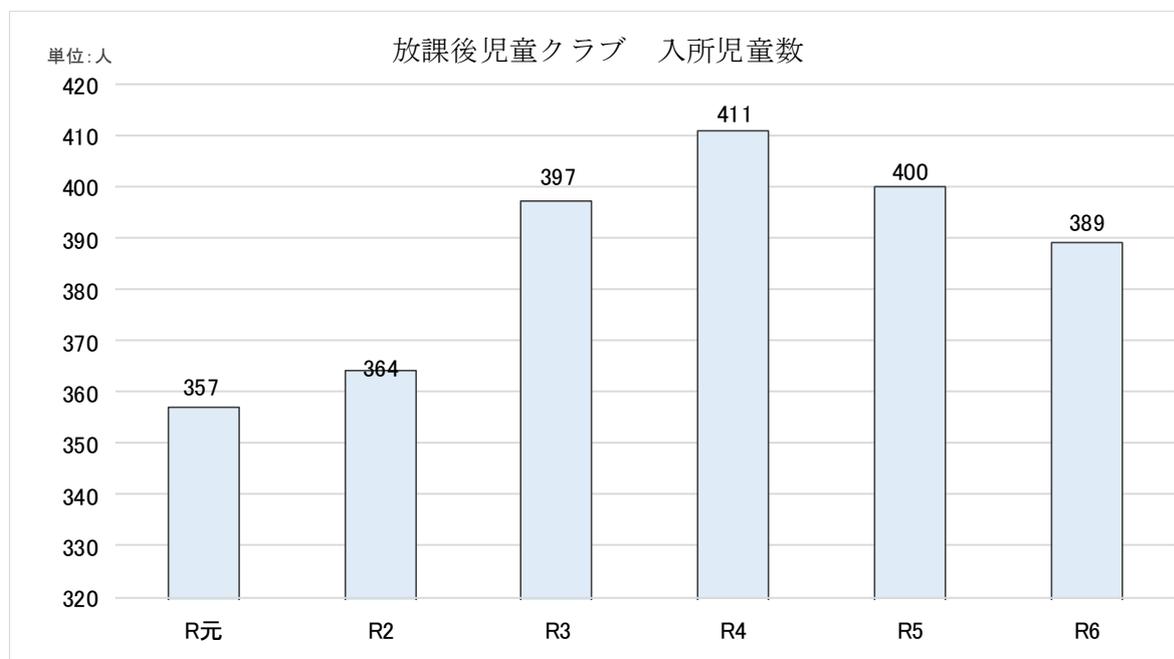
(6) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、学校の下校後又は休業日等に適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図ることを目的として設置しています。

利用者数は、近年横ばいの状況となっています。

【グラフ 21】

各年度 5/1 現在



※資料出典：魚沼市教育委員会

※児童数には、長期休暇利用者及び一時利用者を含まない。

(7) 子育て支援センター

子ども同士が一緒に遊んだり、子育て中の親同士が、育児についての情報交換をしたり、気軽に遊べる施設です。

広場事業、親子教室、子育て相談、虐待に係る要保護関係、ファミリー・サポート・センターなどの事務局を担っています。

	R元	R2	R3	R4	R5
広場自由開放等 (延利用人数)	12,251人	11,064人	11,094人	10,310人	8,767人
親子ふれあい支援事業 (実人数)	121人	134人	128人	133人	131人
ファミリー・サポート・センター事業	18回	23回	85回	120回	144回

※資料出典：魚沼市教育委員会

(8) 地域療育事業

発達障害児等の支援を行うもので、子どもの発達課題に対して、関係機関と連携を取りながら保護者の育児を支援します。また、保育園の巡回も実施しています。支援に当たっては、個々の児童の保育計画を作成し、発達に即した支援を行います。

	令和元年度		令和2年度	
	実施回数等	延利用人数	実施回数等	延利用人数
就園前教室 (つくしプレイ教室)	水曜日クラス 46回 木曜日クラス 29回	385人	水曜日クラス 46回 木曜日クラス 11回	274人
就学前教室 (ステップアップ教室)	火曜日、金曜日実施 3クラス 延48回	255人	火曜日、金曜日実施 3クラス 延48回	336人
保育園巡回相談	13回	25人	19回	51人
研修会	保育士等対象 7回	192人	保育士等対象 7回	260人
年中児発達相談	12回	31人	—	—

	令和3年度		令和4年度	
	実施回数等	延利用人数	実施回数等	延利用人数
就園前教室 (つくしプレイ教室)	水曜日クラス 46回 木曜日クラス 18回	261人	水曜日クラス 46回 木曜日クラス 34回	355人
就学前教室 (ステップアップ教室)	火曜日、金曜日実施 3クラス 延48回	320人	火曜日、金曜日実施 3クラス 延48回	282人
保育園巡回相談	20回	59人	19回	48人
研修会	保育士等対象 7回	168人	保育士等対象 3回	244人
年中児発達相談	—	—	—	—

	令和5年度	
	実施回数等	延利用人数
就園前教室 (つくしプレイ教室)	水曜日クラス 46回 木曜日クラス 34回	315人
就学前教室 (ステップアップ教室)	火曜日、金曜日実施 3クラス 延48回	299人
保育園巡回相談	20回	53人
研修会	保育士等対象 3回	121人
年中児発達相談	—	—

※資料出典：魚沼市教育委員会

(9) 要保護児童相談・支援

児童虐待の防止、早期発見、早期対応、再発防止のため、「魚沼市要保護児童対策地域協議会<sup>10</sup>」を設置しています。子どもが心身共に健やかに育つよう、地域の関係する各機関が連携して、子ども及びその家族を一体的に支援します。

【本市内の虐待の種類別件数】

※資料出典：魚沼市教育委員会

年 度	R 元	R2	R3	R4	R5
身体的虐待	5 件	4 件	5 件	12 件	10 件
ネグレクト	0 件	3 件	10 件	12 件	9 件
性的虐待	1 件	2 件	3 件	1 件	0 件
心理的虐待	21 件	22 件	31 件	30 件	21 件
合 計	27 件	31 件	49 件	55 件	40 件

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児を対象に、本市の訪問スタッフが自宅を訪問し、子育ての悩みを聞き、子育てに関する相談先や市の事業の紹介等を行っています。

年 度	R 元	R2	R3	R4	R5
対象者数	195 人	203 人	166 人	142 人	140 人
訪問者数	195 人	202 人	165 人	142 人	139 人

※資料出典：魚沼市教育委員会

(11) 養育支援訪問相談

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育に関する支援が特に必要な家庭に対して保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行っています。

年 度	R 元	R2	R3	R4	R5
訪問件数	4 件	5 件	5 件	6 件	2 件

※資料出典：魚沼市教育委員会

<sup>10</sup> 「要保護児童対策地域協議会」・・・虐待相談、ケース検討を通じて適正な支援を行い、要保護児童ネットワークで問題を解決していくため関係機関が集う協議の場

## (12) 妊婦健診事業

妊娠、出産時の費用の軽減を図るために、妊婦健診の費用の一部を助成するもので、妊娠届の提出時に妊婦一般健康診査受診票を16枚交付します。定期の受診がない妊婦も見受けられるため、医療機関と協力し、受診勧奨を行うとともに、妊婦健診の重要性を伝えていく必要があります。

年 度	R 元	R2	R3	R4	R5
延受診者数	2,568 人	2,460 人	2,107 人	1,794 人	1,843 人

※資料出典：魚沼市教育委員会